

令和8年度 一般会計 歳出 第6款3項1目児童措置費 12節(18) その他業務委託料			
受付 番号	種 目 番 号 —	連絡先	委託担当 こども青少年局障害児福祉保健課 担当者 福井 電 話 6 7 1 - 4 2 7 4
設 計 書			
1 委 託 名	横浜市福祉型障害児入所施設入所児童地域移行コーディネート業務 (主に南部児童相談所、港南区・磯子区・金沢区・戸塚区・栄区を担当)		
2 履 行 場 所	仕様書のとおり		
3 履行期間 又は期限	☒ 期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ☐ 期限 令和 年 月 日まで		
4 契約区分	☒ 確定契約 ☐ 概算契約		
5 その他特約事項			
6 現場説明	☒ 不要 ☐ 要 月 日 時 分、場所		
7 委託概要	(1)児施設入所児童の18歳以降の生活への移行について、(18歳以上の)障害者を支援する者の立場からのアセスメント (2)地域移行カンファレンス等への参加 (3)区やその他相談支援機関等が行う児施設の退所児童の定着支援(おおむね22歳頃までを想定)に対する助言 (4)児施設入所児童の18歳以降の生活への移行に際して必要な情報の収集・提供 (5)その他、児施設入所児童の18歳以降の生活への移行に係る必要な情報の収集及び課題解決に向けて必要な取組等の実施		

8 部分払

■する（12 回以内）

□しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
コーディネート業務実施	毎月	1	式		
事務費	4 月	1	式		

* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

* 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委託代金額

概算金額 ¥ ー

内訳 業 務 価 格 ¥ ー

消費税及び地方消費税相当額 ¥ ー

(内訳)

名 称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
コーディネート業務実施 経費	1	式			
事務費	1	式			
合計					
消費税及び 地方消費税相当額					
総計					

仕様書

1 件名

横浜市福祉型障害児入所施設入所児童地域移行コーディネート業務（主に南部児童相談所、港南区・磯子区・金沢区・戸塚区・栄区を担当）

2 業務の目的

福祉型障害児入所施設（以下、「児施設」という。）入所児童は、18歳に到達すると、障害者支援施設への入所やグループホームへの入居、家庭復帰等により地域に移行します。この移行調整は、入所児童の援護の実施者である児童相談所（以下、「児相」という。）が中心となり、区福祉保健センター（以下、「区」という。）等の関係機関と協力しながら進めていきます。

こうした移行調整を着実に進めるために、児童一人ひとりのアセスメントを行うとともに、児相及び区職員に対して、専門的見地からの助言や提案等を行うコーディネーターを配置する「横浜市福祉型障害児入所施設入所児童地域移行コーディネート業務」を実施し、児施設入所児童の地域移行を推進します。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 業務内容

ア 児施設入所児童の18歳以降の生活への移行について、（18歳以上の）障害者を支援する者の立場からのアセスメント（対象児童が高2期からの支援を想定、児相が主催する定例連絡会への出席等により実施する。）

- ・児相職員が行う本人及び保護者の意向確認に対する助言
- ・児相と児施設が協力して策定する児施設入所児童の地域移行支援に係る計画の策定支援及び計画に基づく取組に対する（18歳以上の）障害者を支援する者の立場からの助言

イ 地域移行カンファレンス（※）等への参加

※（特に支援が必要な児童について）個別カンファレンスや障害福祉サービス事業所等の見学・体験利用等への同行等を含む

※地域移行カンファレンスとは

入所児童の援護の実施者である児相が、児施設と協力しながら策定した児施設入所児童の地域移行支援に係る計画を関係機関と共有するとともに、関係機関で協力しながら地域移行に向けた調整を進めるための場として、「障害児入所施設入所児童地域移行カンファレンス（地域移行カンファレンス）」を開催する。

【参加メンバー（予定）】児相、児施設、区、局、学校、その他関係機関

【開催予定】

第1回（入所児童が高2秋～冬頃）：支援方針及び支援計画の共有、移行先候補施設等の選定

第2回（入所児童が高3春）：支援方針及び支援計画の確認・見直し、日中活動場所等の検討

第3回（入所児童が高3秋）：地域移行先の確定、地域移行困難ケースの状況把握

ウ 区やその他相談支援機関等が行う児施設の退所児童の定着支援（おおむね22歳頃までを想定）に対する助言

エ グループホーム、生活介護、施設入所支援等、児施設入所児童の 18 歳以降の生活への移行に際して必要な情報の収集・提供

- ・新設事業所に係る情報収集
- ・収集した情報について、児相や区への情報提供

オ その他、児施設入所児童の 18 歳以降の生活への移行に係る必要な情報の収集及び課題解決に向けて必要な取組等の実施

(2) 事業の対象者

本事業の対象者は以下のとおりとする。（※１）

ア 南部児童相談所が援護の実施者となる児施設入所児童

イ 他自治体の児相が入所児童の援護の実施者となる児施設入所児童のうち、港南区・磯子区・金沢区・戸塚区・栄区が 18 歳以降の援護の実施者となる児施設入所児童

ウ 別途、横浜市が指定する児施設入所児童（※２）

※１）児施設に入所している 18 歳以上の者を対象に含むものとする。

※２）他の児相を担当する事業者と対象児者数の差異が生じないように、委託者が、対象児者数を調整する場合がある。対象児者数については、協議しながら確定する。

【対象児者数（見込み）】

高 2（16 歳）	高 3（17 歳）	18 歳～
6 名	6 名	35 名
(1)業務内容 ア・イ・エ・オを実施		【児施設入所者の場合】 (1)業務内容 ア・エ・オを実施 【児施設入所者以外の場合】 (1)業務内容 ウ・オを実施

5 実施体制

(1) 従事者（コーディネーター）は、次のいずれかの者とする。

ア 社会福祉士として障害福祉の分野に従事した経験を有する者

イ 精神保健福祉士として障害福祉の分野に従事した経験を有する者

ウ 看護師又は保健師として障害福祉の分野に従事した経験を有する者

エ 社会福祉分野において相談援助業務の経験を有する者

オ 障害者支援施設や障害福祉サービス事業所の職員として従事した経験を有し、障害特性への理解がある者

(2) 入所児童の個人情報の保護について適切な管理体制を構築したうえで、必要な措置を執り、記録等の情報管理に十分配慮する。

6 事業の対象地域

横浜市内とするが、市外福祉型障害児入所施設入所児童が支援対象となる場合、もしくは入所児童の移行先が市外障害者支援施設等となる場合はその施設等の所在地を含む。

7 履行場所

受託者事業所内、児相等関係機関ほか

8 業務管理

(1) 記録等の作成

支援等対応状況について記録を作成する。（フォーマット等は別途定める。）

(2) 業務管理及び報告

月1回程度、事業実施状況や課題等を報告・共有することを目的として委託者が開催する定例会議に参加する。

9 その他

(1) この事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守した上で実施する。

(2) 支援等対応状況記録の作成のために使用したデータについては、対象者の支援が終了するまでの間、保管しなければならない。保管期間満了後は、データを廃棄する。

(3) この仕様書に記載のない事項は、委託者と協議を行うこととする。